

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2018 年度秋期】税法科目免除 VOL.7



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にして下さい！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

研究計画書上級編(2)

みなさん研究計画書は順調に完成しそうですか？多くの方は最終段階に入っていると思います。

前回に加えて、将来の修士論文を考えると身に着けておいたほうが良いことについてお伝えしようと思います。繰り返しになりますが、入試を考えた場合、必ずしも重要ではない部分です。

余裕がある方のみ検討してください。

研究計画書の内容をレベルアップ

多くの参考文献を読んだ後に、研究計画書が出来上がります。では、この計画書のテーマとしている問題意識は「誰の問題意識なのか？」と考えたときに、自信をもって、自分のものといえるのでしょうか？

研究計画書が著名な先生方の問題意識であり、また、それらの単なる意見のまとめではなく、自分自身の個性を反映したものとする必要があります。この点について、考えていきたいと思います。

● 問題意識：私法との対立、税法間の対立、経験との対立

論文とは、筆者が立てた「問い」＝「問題意識」に対しての解答を出す行為です。そのため、「問題意識」が何であるのかが重要なポイントとなります。

ある判例を見たときに、別の重要な価値観と対立することを見つけた場合（「あれっ？なんだか変だぞ」と感じた時）、それが、「問題意識」となります。具体的には、税法と自分の経験（価値観、自分の信じる社会通念）、税法と別の法領域（民法、刑法など）、同じ税法間（相続税と所得税、所得税の所得区分間など）の対立をとらえることとなります。

ここまで、自分の経験と重なるテーマを選ぶようにお勧めしてきました。それは、入学の志望動機の説明にもつながり、入試では、とても有効な選択だからです。ただし、もし、「自分の経験からは、この判決にはこうであるべきだ」ということを結論の有力な理由としているのであれば、少し注意が必要です。個人の価値観という主観的であいまいなものに立脚していると「それを疑問に思うのは、あなたが、未熟なせいです」



といわれてしまうかもしれません（しかし、これが、重要な”独創性”であることにも注意してください）。また、通説など有名な先生の言っていることを唯一の根拠として主張しているというのも同様です。「では、既に〇〇先生（通説の提唱者）によって結論は出ているようですが、この研究の独創性とは何ですか？」といわれかねません。

この問題意識が、①研究の価値があり、かつ、②自分の独創性を反映していることを目指してみましよう。

まずは、自分の問題意識が何と何の対立を解決しようとしているのか、一度整理してみてください。有名な大島訴訟では、同じ所得税の給与所得と事業所得という所得区分の間で、経費の考え方が公平ではないことを主要な争点にしています。また、武富士事件などの「借用概念」では、「住所」という言葉の借用先となる民法との考え方との実質的な対立が争点となりました。租税法は、まだまだ歴史の浅い分野ですので、指摘する際には、他のより確立された価値観と比較し、矛盾をあぶりだすことで、研究によって解決を目指す価値があることを指摘してください。

そして、結論に至るまでには、複数の選択肢を伴う分岐点があります。どの選択肢を選ぶのか、その理由の部分で、皆さんの独創性を十分発揮することができます。直感的に結論が決まったとしたら、その直感には、必ず自分の価値観などが反映されています。言葉に表せない、その部分をしっかり文章にしてみましよう。

● 立法の背景を調べる

法律の言葉の文理からは妥当な結論を導けない時には、立法者の意思や法律の目的を考えて解釈をしていくこととなります。判例評釈の中にもよく立法の趣旨（あるいは、改正の趣旨）として紹介されていますが、自分でその趣旨を調べてみることも重要です。口頭試問などでは、自分で原典に当たったことが大きな自信にもなりますので、できるだけ試してください。

1. コンメンタール，逐条解説

まずは、コンメンタールあるいは逐条解説を見てみましょう。税法ごとに武田昌輔監修『DHC コンメンタール』（第一法規）、および、基本通達逐条解説（大蔵財務協会）が出版されています。

2. 古い文献の収集：近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>

著作権（著者の死後 50 年）の切れた文献を国立国会図書館が、デジタルデータとして公開しています。多くの税法は、明治時代まで創設の時期をさかのぼれますが、それらの税法の解説書（税法注解）などを無料で閲覧・ダウンロードすることができます。



3. 古い文献の収集：遠隔地からの資料の取得方法

立法の沿革を調べていると、古い文献などで取得困難なものにも出会います。

(1) 国立国会図書館

まずは、日本国内のすべての出版物を収集・保存している「国立国会図書館」で検索しましょう。資料のコピーは郵送でご自宅まで送ってもらうことが可能です。事前登録に時間がかかりますが、進

学後も役立ちますので、良ければ、登録しておいてください。

① 資料検索。 国立国会図書館蔵書検索 NDL-OPAC <https://ndlopac.ndl.go.jp/>

② 登録後、コピーの請求。国立国会図書館 遠隔複写サービス(要事前登録)

<http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy3.html> 利用料： 24 円/枚＋送料 150 円＋消費税

(2) 全国の大学図書館

CiNii で検索する、とその文献を収蔵している図書館も表示しています。私立、国公立を問わず、多くの大学図書館は学外の方の利用を認めています。また、その図書館に収蔵していない場合には、その図書館を通して、他の図書館からコピーを取得することが可能ですので、利用方法、料金などをカウンターでご相談ください。

4. いしかわまりこほか 『リーガルリサーチ』(日本評論社, 第4版, 2012)

<http://www007.upp.so-net.ne.jp/shirabekata/>

法律の設立経緯の調べ方など、法律についての調査方法を丁寧に紹介している本です。各種委員会の議事録の収集など、インターネットを使つての調査法の紹介が大半です。上記のホームページでも詳しく説明していますので、一度のぞいてみてください。

● 文献表示方法：「判批」について

判例評釈（あるいは判例批評など）とは、論文の一形態で、特に判決についての「**事実の概要**」「**判旨**」をまとめた上で、「**解説**」などとして、その判決についての自分の解説を行うものをいい、租税判例百選などが代表的なものとして挙げられます。そして、一般の論文と違い、判例評釈を参考文献にするときには、正式には、以下のように「**判批**」と表記します。

① 適切な表記例○：増田英敏「判批」判評596号7頁(2008)。

しかし、判例評釈には通常の論文のようにタイトルをつけていることが多く、この例でも「タックス・ハイブンを設立した特定外国子会社の欠損を親会社の損金に算入することの可否」とつけられているため、以下のように表記される受講生の例が多くみられます。

② 不適切な表記例×：増田英敏「タックス・ハイブンを設立した特定外国子会社の欠損を親会社の損金に算入することの可否」判評596号7頁(2008)。

実際に、①の例で文献整理をすると、何の判例についての判例評釈なのか全くわからないため、不便に思えます。また、判例評釈と通常の論文の違いがまだよくわからない方も多いと思います。

そこで、カウンセリングの際のアドバイスとしては、「**研究計画書の場合、すべての論文は一様に②の例で表記して結構です。**」とお伝えしています。大学院入試では、論文を書いた経験の有無や法学部出身者であることを求めています（確実にそうとは言いきれませんが…）。そのため、参考文献の表示方法が、入試の際に加点の対象になることはあっても、減点の対象になることはないと思われるからです。

しかし、これはあくまでも「**入試までは**」という条件付きです。修士論文を書く際には、①の例に従う必要がありますので、余裕のある方は、早めに適切な表記方法に倣うようにしてください。

終わりに

大学院のゼミについてよく質問されるので、どんな感じなのか簡潔に説明したいと思います。

私が通っている院の場合、一年生はゼミが二つに分かれています。各ゼミに7～8人学生がいて、毎週誰か一人が判例発表をします。その判例発表の準備がなかなか大変で、一回の発表準備に最低20時間は費やすこととなります…。判例発表はどの大学院でも避けられないと思うので、少し覚悟しといてください笑。